

したることをいへり。然れども二通共に繪旨としての形式整はず、筆跡によりて見るに江戸時代のものなりといふ。蓋し正中元年九月の訴状あるによつて假作したるなるべし。前田綱紀の正徳四年に於ける調査の際には既に當社にこの繪旨二通あることをいへり。

七月二十日。領家日野資名、珠洲郡法住寺に於ける檢斷等を先例に據り院主の沙汰たらしむ。

【法住寺文書】 珠洲郡

二三一

當寺四至内檢斷并召仕在家人等間事、任嘉曆御教書致其沙汰、殊可被_レ祈申御願圓滿之由、被_レ仰下候也。仍執達如件。

元弘三年七月廿日

前肥後守 在判

法住寺院主御房

(嘉曆三年五月廿四日の條参照。領家は日野資名たるべし。前肥後守信有の名は建武元年七月十一日の

條にも見ゆ。)

七月廿三日。後醍醐天皇、山城臨川寺に加賀郡富永御厨等の地を管領せしめ給ふ。

【臨川寺文書】 山城

二三三

和泉國鹽穴莊・伊勢國富津御厨 常陸國佐都莊・同國東岡田郷・同國西岡田郷・加賀國富永御厨

右所々、爲臨川寺領可令管領給者、天氣如此。仍執達如件。

元弘三年七月二十三日

(中御門院前) 左少辨 在判

疎石上人御房

七月廿五日。官宣旨を能登に下して、士庶の業を捨て上洛するを停め、北條氏の餘黨にあらざる限り當時知行の地を安堵せしむ。

【總持寺文書】 鳳至郡

二三四

左辨官下 能登國

應令士卒民庶當時知行地不可有依違事

右、大納言藤原朝臣宣房宣。奉勅、兵革之後士卒民庶未安堵、仍降絲綸被救牢籠。而萬機事繁、施行有煩。加之諸國之輩、不論遠近悉以京上、徒妨農業之條、還背撫民之義。自今以後所被聞此法也。然而高時法師黨類以下、朝敵與同輩之外、當時知行之地、不可有依違之由、宣仰五畿七道諸國、敢勿違失。但於臨時勅斷者非此限者。國宣承知、依宣行之。

元弘三年七月廿五日

大史小槻宿禰

少辨藤原朝臣

八月十三日。假掲

【永光寺文書】 鹿島郡

二三四

寄進 能登國永光寺

同國若部保

右且任先度令旨、且依御願成就、以件保所被查進當寺也。早爲_(寺掌カ)可被知行領掌之狀如件。

元弘三年八月十三日

大介右近衛權中將朝臣

(この文書は、元弘三年四月一日の令旨に次いで鹿島郡永光寺に與へたる國宣なりといふ。然れどもその原本の筆跡、前記の令旨といふものと同一なるもの如く思はる。故に今姑く疑を存して敢へて後考を俟つ。)

十月十五日。國宣により、鳳至郡總持寺の管領する田島を安堵せしむ。

【總持寺文書】 鳳至郡

二三五

(外題) 任宣旨狀當知行之地不可有相違

元弘三年十月十五日

(中院具定) 在判

能登國櫛比御厨内總持寺雜掌禪勝謹言上

欲草被成下安堵 國宣備後證當寺管領田島等事

右田島等者、爲永代寄進之地、重代相傳無相違者也。隨而當知行勿論之條、同御厨内和田村地頭長彦十郎政信當參存知之上者、有御尋不可有其隱。然早下賜安堵國宣、爲全領掌恐々言上如件。